

しんきん傷害保険付定期積金

ゆめはまちゃん 定期積金

リフォーム資金に！

老後の資金に！

車の購入資金に！

毎月コツコツ
積み立てを！



ライフプランに
あわせて！

結婚資金に！

お子さまの教育資金に！

桑名市公認キャラクター

「ゆめはまちゃん」

このキャラクターは「はまぐりのまち・桑名」イメージキャラクター
「ゆめはまちゃん」です。

桑名三重信用金庫は桑名商工会議所の使用許可を得て使用しています。

ご契約期間

定期積金契約

5年 (60回)

ゆめはまちゃん定期積金は

- ・ご自分のライフプランにあわせて毎月の掛金が選べます。
- ・傷害保険付なので、もしもの時にはご家族の安心もカバーします。

しんきん傷害保険付

保険料の負担はございません。

保険料は信金中央金庫が負担いたします。

「ゆめはまちゃん定期積金」は、貯蓄に傷害保険がセットされた定期積金です。
付帯される保険は、信金中央金庫を保険契約者、「ゆめはまちゃん定期積金」のご契約者様
を被保険者とする保険契約です。保険料は信金中央金庫が負担いたします。
詳しくは裏面の商品内容をご確認ください。

しんきん傷害保険付定期積金

ゆめはまちゃん 定期積金



桑名市公認キャラクター
「ゆめはまちゃん」

〈商品内容〉

商品名	ゆめはまちゃん定期積金	販売対象	個人および個人事業主
契約期間	定期積金契約 5年 (60回)	預入方法	20,000円以上 250,000円以内 (おひとり様上限)、10,000円単位。 毎月一定額を定められた日に払込みとします。
払戻方法	満期日以後に一括して給付契約金を支払います。		
利息	固定金利。契約時に証書に表示する約定年利回りを満期日まで適用します。給付補てん金は満期日以後に一括して支払います。 給付補てん金は付利単位を1円として契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。		
税金	給付補てん金には20% (国税15%、地方税5%)の税金がかかります。 ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。		
付加できる特約事項	普通預金等からの自動振替による掛金の払込みも可能です。		
中途解約時の取扱	満期日前に解約する場合は、別途所定の利率により利息相当額を計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。		

付帯される標準傷害保険の概要	保険契約者	信金中央金庫	被保険者	定期積金契約者本人
	引受保険会社	引受幹事保険会社：共栄火災海上保険株式会社、引受非幹事保険会社：損害保険ジャパン株式会社		
	保険の対象	被保険者(保険の対象となる方)が、日本国内・国外を問わず、急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によりケガ(注)をされ、そのケガが原因で死亡された場合や入院、手術をされた場合に下記の保険金をお支払いします。(病気・後遺障害・通院は補償対象外となりますのでご注意ください) (注)ケガには、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入・吸収したときに急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。		
	お支払いする保険金	【傷害死亡保険金】 事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に被保険者の法定相続人に保険金をお支払いします。お支払いする保険金の額は、定期積金契約日から最初の1年間については、被保険者カードに記載された掛金総額と同額となります。2年目以降については、毎年、定期積金契約日の応当日の午後4時に、掛金総額から初回掛金の1.2倍(1年分)の金額分ずつ減額となります。 【傷害入院保険金】 事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合に、入院1日につき、被保険者カードに記載された掛金総額の0.1%の金額(傷害入院保険金日額)を保険金としてお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対しては、傷害入院保険金をお支払いできません。 【傷害手術保険金】 事故の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において手術を受けられた場合、次の金額をお支払いします。 ①入院中に受けた手術の場合・・・傷害入院保険金日額の1.0倍 ②上記①以外の手術の場合・・・傷害入院保険金日額の0.5倍 ただし、1事故につき事故の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限ります。		
保険金をお支払いできない主な場合	●保険契約者や被保険者(積金契約者)の故意または重大な過失によるケガ ●けんかや自殺・犯罪行為を行うことによるケガまたは戦争、外国の武力行使等によるケガ ●自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ ●脳疾患・疾病・心神喪失によるケガ ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガまたは核燃料物質の有害な特性によるケガ ●ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミングなどの危険な運動中のケガ ●次の職業に従事したケガ カーレーサー、オートバイレーサー、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含む)、プロボクサー、これらと同等またはそれ以上の危険を有する職業 基準日：2025年10月17日 ※上記補償内容は引受幹事保険会社の普通保険約款、特約等が改定された場合、改定された日以降の定期積金契約日の応当日から変更となる場合があります。			

※詳しくは本支店窓口へお問い合わせください。

毎月の掛金は20,000円から、ご自分のライフプランにあわせて選べます
＼ご家族の成長にあわせて！5年後のご自分のために！今から始めましょう！／